

"A brighter future for the next generation" The Outlook Foundation

テーマ アジアにおける地域経済連携協定について

武田 真彦 前一橋大学国際公共政策大学院教授

交易の利益

交易の利益(gains from trade)は、経済学から得られる様々な命題の中で、最も疑いの余地が少ないものの1つである。人と人、人と企業、あるいは企業と企業が自由意思に基づいて取引を行うとき、それは必ず両者にメリットをもたらしている。なぜなら、もしいずれかがメリットを得られないならその主体は取引を拒否し、交易が成立しないからである。このため、国内主体間の取引に関する限り、これを制約する規制は原則としてあり得ない。社会秩序の観点から問題のある取引(麻薬、ギャンブル、売買春等)、競争制限的な取引(価格カルテル、談合等)などは処罰や規制の対象であり、また情報劣位にある消費者、零細投資家等を保護するため取引に制約が課される場合はある。しかしこれらはいずれも例外的であり、圧倒的多数の国内取引はいずれの国でも自由に行われている。

ところが不思議なことに、交易の概念を国際化して「貿易」と読み替えると、取引自由の原則は突然崩壊する。例えば国際交渉においては、いかにして自国の貿易制限を護るかがしばしば勝敗の基準となる。大国の国家元首の中には、輸出を自国の利益、輸入を損失と見做すという低次元の誤謬を公言して憚らない向きもある。一般市民の間にも、経済の国際化が貧富の格差を拡大したとする、反グローバリゼーションの考え方が根強い。

なぜこのようなことになってしまうのか。その1つの理由は、交易が疑いなく当事者に利益をもたらす一方、当事者たりえなかった主体にはそれが損失として意識されるからである。良い品を安く作れる主体は交易の機会を得、それができない主体は敗者となる。こうした優勝劣敗は国内取引でも生じているが、市場競争の結果として概ね受け入れられている。しかし取引が国境を跨ぐと俄かに政治問題化し、敗者側の声がしばしば政策に大きな影響を与え、貿易制限措置につながる。また輸出と輸入への非対称的な反応は、輸出が国内雇用の増大、輸入がその減少を生むことに起因する。しかし、安く輸入できる財・サービスを貿易規制によって国内生産することは、より競争力の高い財・サービスの生産に雇用を振り向けて国民全体の経済厚生を高めるという、効率的な経済のあり方に逆行する。国内取引の場合と同じく自由に国際貿易を行った上で、国際競争に耐えない企業のスムーズな退出を促したり、その結果として職を失う労働者の再雇用を図るといった政策を取るべきだが、こうした正論が保護主義の声高な主張によって打ち消されるケースが頻繁に生じている。

保護主義防止に向けた国際的な取り組み

保護主義政策には長い歴史があり、第二次世界大戦を生んだ一因ともいわれている。これを防ぐメカニズムとして、国際社会は1947年に「関税及び貿易に関する一般協定(GATT)」に合意し、1995年からはGATTを改組して設立された世界貿易機関(WTO)を中心に、多国間の合意に基づいて

貿易障壁を取り除く取組みを行ってきた。アジアの多くの国は GATT のメンバー、そして WTO 設立当初からのメンバーだが、中国が 2001 年に、そしてベトナムが 2007 年に加盟することにより、アジアの主要国すべてが揃うに至っている。

GATT の下での、そしてその後 WTO によって引き継がれた貿易自由化のメカニズムは、「ラウン ド」と呼ばれる多角的貿易交渉を通じて、関税や非関税障壁削減の合意を加盟国全体で達成すると いうものであった。このやり方は当初着実な成果を挙げていたが、参加国の数が増え、そして合意 の対象が財からサービス、知的所有権等に拡大されるにつれて加盟国全体の合意を達成することが 難しくなり、ラウンドの交渉期間が長引くこととなった。そしてWTO発足後初めて実施されたド ーハ・ラウンドは、2001年の交渉開始後10年にわたり決着せず、合意を事実上断念して棚上げさ れるに至った(その後、貿易円滑化に関する部分合意のみ 2017 年に発効)。これにより、「世界全 体で貿易自由化を推進する」というアプローチが現実的でないことが、浮き彫りとなってしまった。 これに代わって今世紀に入って多用されるに至ったのは、二国間あるいは地域内で経済連携協定を 締結し、貿易を含む経済関係を強化するというアプローチである。わが国も 2002 年のシンガポー ルを皮切りに数多くの協定を結んでおり、直近では2019年2月にEUとの協定が発効している。 また他の多くのアジア諸国も、個別に、あるいはグループとして(例えば「ASEAN-日本」といっ た形で)この形の貿易促進策を使用している。協定当事国の数が少なく、それぞれの事情を勘案し て協定の内容を調整できることが、GATT・WTO が乗り上げた暗礁を回避して次々と合意が成立 してきた理由である。この結果、時に「スパゲッティを入れた器」(spaghetti bowl)と形容される、 網の目のように錯綜した二国間・地域間協定が世界中に併存するに至っている。

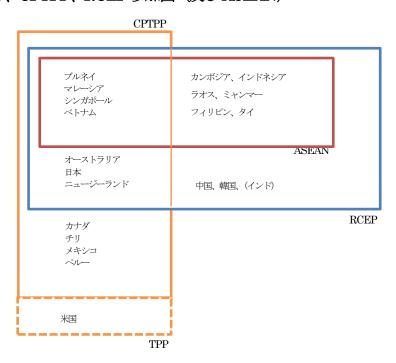
こうして二国間あるいは地域内での貿易自由化措置を積み上げれば、世界全体でこれを行う場合と同じように、交易の利益を高めて経済厚生を引き上げられるだろうか。そうとは限らないというのが、経済学の教えるところである。具体例を挙げると、例えば A 国が 10%の関税をかけて輸入している財があり、その財を生産しているのは X 国と Y 国、そして X 国の方がこの財を安く輸出できるとしよう。この場合、同率の関税をかけた後でも X 国産財は相対的に安いので、A 国は専ら X 国から輸入する。しかし A 国と Y 国が経済連携協定を結び、両国間の関税が撤廃されると、引続き課税対象である X 国産財より Y 国産財の方が安くなり、A 国の輸入が Y 国にシフトする可能性がある(この現象は貿易転換、trade diversion、と呼ばれる)。この場合でも、A 国民は以前より安くこの財を入手できるので、幾許かの利益を得ることはできる。しかし、最も安く財を供給できる X 国を避け、割高な Y 国から輸入するため、非効率を残した形の自由化措置となってしまう。これに対して A、X、Y を全て含む多国間協定の下で関税が撤廃されれば、輸出国のシフトは起こらず、A 国民はより大きな交易の利益を享受できる。

このように、二国間あるいは地域内の合意は世界全体の合意に劣位する。しかし後者が現実的でない状況の下では、前者を使って少しでも前に進むしかない。その場合、協定参加国の範囲を出来るだけ広げれば、上に述べた貿易転換の問題が軽減される可能性が高い。この点、以下に述べるCPTPP、RCEPという2つの経済連携協定は、参加国全体の経済規模が大きく、貿易自由化のメリット達成に資する可能性が高いという意味で特筆に値する。

TPP、そして CPTPP

「環太平洋パートナーシップ協定」(TPP) は、2005年にシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドという4つの小国間の経済連携協定としてスタートした。その後 2010年までに米、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシアが交渉に参加し、2012年にメキシコ、カナダ、そして 2013年には日本が参加を表明、全12か国が出揃った。参加国の国内総生産(GDP)を合計す

ると、世界全体の3分の1を越える巨大経済連携協定になるはずであった。しかし、トランプ大統領が2017年1月に脱退を表明したため、いったん協定の発効が不可能になる。残された11か国が極めて大きな困難に直面したことは想像に難くないが、米国の不在を前提に(そして将来米国が復帰する可能性も想定しつつ)新たに交渉を行い、「包括的・先進的TPP協定」(CPTPP)として2018年末の発効に至った。米国の離脱により参加国のGDP合計は世界全体の13%程度まで減少したが、それでもこれまでに例のない大規模連携協定であることに変わりがない。



TPP、CPTPP、RCEP参加国(及びASEAN)

TPP、そして CPTPP の内容については既に幾多の解説がなされているため(例えば中田(2016) 参照)、本稿では筆者が特に重要と考える点に絞って幾つか述べることにしたい。

まず第一に、CPTPP は、トランプ政権下のアメリカによる単独主義(unilateralism)、二国主義(bilateralism)に対して、多国主義(multilateralism)の観点からアンチテーゼを提供するものとして高く評価できる。トランプ政権は、「アメリカ第一」政策の下、戦後積み上げられてきた国際協調の枠組みを蔑ろにしてきている。こうした米国の行動にも関わらず、それ以外の 11 か国が協定の合意・発効を実現し、貿易自由化の利益を享受するに至ったことは、米国が学ぶべき重要な教訓である(残念ながら、現大統領にこうした学習能力は期待できないかもしれないが)。

第二に、CPTPPには、先進国から低位中所得国まで、更に社会主義国まで含む多様なメンバーがいるという特徴がある。一般に交易の利益は異質な主体間ほど大きくなる傾向があるので、協定参加国の多様性は悪いことではない。しかし、協定合意の難易度という点から見ると、経済発展段階や政治システムの多様性は参加国間の合意形成を難しくする可能性が高い。特に CPTPP(およびその元となった TPP)は単なる貿易協定ではなく、投資、金融サービス、政府調達、競争政策、知的財産、労働、環境など様々な分野を含む包括的な協定であるため、参加国の国内政策や行政に広範な影響が及ぶ。このような性格の協定にコミットするには、参加国それぞれが大きな政治的決断をする必要があったと想像され、「これだけ異質な国々がよくぞ合意に至った」との印象を受ける。因みに TPP・CPTPP が持つ内政全般への影響は、本協定に興味を持つ多くの国が参加を見送る理由になったと考えられる。

第三に、CPTPPにはアジアから5か国が参加しているが、日本を除く4か国(ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム)はいずれも東南アジア諸国連合(ASEAN)のメンバーである。この他 ASEAN には、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、タイの6か国が含まれる。ASEAN 諸国は密接な域内協力を行っており、他国との経済連携協定もグループとして行うケースが多いにもかかわらず、CPTPPでは4対6で割れる形となったわけである。この背景にはそれぞれの国の事情があるだろうが、ASEANがinsとoutsに分かれることによって、両サイドの今後の経済発展の明暗が左右される可能性がある。

この点に関し特に重要だと思われるのは、先進 ASEAN 諸国に追いつき、追い越そうとしているベトナムのケースである。先進国基準を強く反映する CPTPP にあえて身を投じるという大きな政治的決断によって、今後ベトナムの近代化や経済成長に弾みがつくのではないだろうか。ベルリンの壁崩壊後、東欧諸国は思い切った国内政治・経済システムの近代化を行ったが、その原動力となったのは、どこよりも早く EU のメンバーとなり、直接投資や技術移転を促進したい、西側へのキャッチアップを実現したいという願望だった。EU は東欧諸国の加盟に厳しい条件を課し、それをクリアするため各国は制度改革に邁進した。EU 加盟ほどの改革推進力が CPTPP にあるとは思えないが、それと似た効果をベトナムに対して持つ可能性はあるだろう。

RCEP

「東アジア地域包括的経済連携」(RCEP) は、ASEAN+3 (日・中・韓) にオーストラリア、ニュージーランド、インドを加えた 16 か国からなる、巨大経済連携協定である。参加国の経済規模は世界 GDP の約3割で、米国を含む TPP には及ばないが、CPTPP を遥かに凌駕し、世界の成長センターとなったアジア全域をカバーしている。

RCEP の交渉は 2013 年に始まったが、いまだ協定の詳細は公表されておらず、その構成が示されているのみである(菅原(2019)参照)。従ってその経済効果等は現時点で明らかではなく、「RCEPが自由化とルールについて、CPTPPの水準に可能な限り近づけたい先進国と、より緩やかなものを望む新興国との妥協による内容となっているものの、一定程度『質の高い』協定となっていることが期待される」(菅原(2019))といった観測がなされている。

2019 年 11 月にはタイのバンコクにおいて RCEP 首脳会議が開催され、この場での交渉妥結に向けた期待が高まった。しかし同会議の共同声明には、「15 カ国の合意が成立し、2020 年の調印に向けて法的調整を始める」と明記された一方、従来から協定内容への不満を表明してきたインドが引続き合意を拒み、16 か国ベースでの RCEP のスタートが難しくなる可能性が高くなった。ただその場合でも、RCEP が貿易を含むアジア域内経済関係の強化に資することは確かである。以下では再び、RCEP について筆者が特に重要と考える点に絞って幾つか述べることとする。

まず第一に RCEP は、日・中・韓が共に参加する現時点で唯一の経済連携協定である。わが国は過去に韓国との自由貿易協定の交渉を行っていたが、長期にわたり中断されている。昨今の日韓関係の悪化を見ると、両国間の経済連携を促進する機運が高まるとは当面考えにくい。また日・中・韓3 か国で自由貿易協定を締結するという案も存在し、こちらは現在も定期的に事務レベルの交渉が行われているが、捗々しい進展は得られていないようである。これに対して RCEP では、日・中・韓(を含む15 カ国)の合意が既に成立している。これが発効すれば、しばしば政治的、経済的軋轢に悩まされる東アジアの3 大国を繋ぐ貴重な糸が、初めて生まれることになる。

第二に、RCEPはオーストラリア、ニュージーランドにとっても極めて重要である。両国は既に高い所得水準を達成しているが、これを維持し、更に高めていくためには、潜在成長力の高いアジアとの経済関係を一段と強めていくことが不可欠である。両国の貿易構造を見ると、中国への依存度

が極めて高い (2018 年中の総輸出に占める中国のウエイトはオーストラリアは 29%、ニュージーランドは 25%)。今後はアジア全域に輸出先を分散することにより、一国集中から生じるリスクを減らしていかねばならず、RCEP はこの目的に資する。このため RCEP 成立に向けた熱意は、これら両国において特に強いように感じる。

第三に、もしこのままインドがRCEPから脱落することとなった場合、他の15ヵ国に及ぶ悪影響 は限定的だと思われるが、インド自身の逸失利益の大きさが懸念される。 RCEP についてインドが 抱く懸念には、1)中国との2国間貿易不均衡の拡大、2)自国農産物への脅威、3)インドが得 意とするサービス貿易に関する自由化措置の不徹底、が含まれていると報じられている。このうち 3)は、もしこれが事実なら正当な懸念であり、他国が譲歩して然るべきだろう。しかし、1)の 2 国間貿易不均衡は経済学的に意味のある概念ではなく、これに拘って交易の利益を自ら放棄する と、米国が中国に対して犯しているものと同じ過ちを犯すことになる。これに対してインドの貿易 赤字(あるいは経常赤字)全体には意味があり、これが大きくなりすぎると経済の安定性が失われ る。従って、経済政策を使って赤字をコントロールする必要があるが、これは基本的に内需の抑制 によって達成すべきであり、保護貿易によって達成すべき(あるいは達成しうる)目標ではない。 2) の農作物輸入の増大は、それにより被害を受ける農民への所得補償や失業対策など、財政面の 負担が必要となる。「収益性の高い産業へ労働者を移し再雇用を図る」のが教科書的な答えだが、貧 しい農民が一夜にして IT 技術者に変わるはずもない。従って、インドが農産物の市場開放を躊躇 するのは、無理からぬ面もある。しかし、競争力の乏しい産業を貿易規制で守る政策には未来がな い(この点はわが国にも同様に妥当する)。経済連携協定の締結をきっかけとして、いずれ必要とな る構造調整に取組むことが真の国益につながるという点を理解し、ベトナムが CPTPP に関して下 したように、大胆な政治的決断を下すべきであろう。その機会をインドが失うとしたら、残念なこ とである。

結語

所得水準の維持・向上のためアジアとの連携が不可欠なのは、オーストラリア、ニュージーランドのみならずわが国も全く同様である。また中国、韓国との経済関係を改善、あるいは強化することは、地政学的観点からも日本にとって極めて重要である。軍事的、経済的に強大となった中国に自制や譲歩を求め、アジアの安定と繁栄を維持するためにわが国が単独で出来ることは限られており、オーストラリア、インド、ASEANを巻き込んだ域内多国間協調の枠組みを最大限活用するしかない。米国が rule maker から rule breaker に堕した昨今、こうした取り組みの意義は一段と高まっている。わが国が米国抜きで CPTPP を実現した際に発揮したような外交努力が、今後も強く求められることになろう。

<参考文献>

菅原淳一、「RCEP は大きな岐路に: 15 カ国で大筋合意、インドは離脱に言及」、みずほインサイト、みずほ総合研究所、2019 年 11 月 18 日。

中田一良、「TPPの概要と日本経済への影響」、季刊 政策・経営研究、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング、2016、Vol.3。

 $\overline{\mathbf{T}}$

執筆者紹介

武田 真彦 (たけだ まさひこ)

前一橋大学教授(経済学研究科および国際・公共政策大学 院アジア公共政策プログラム)

1957 年生まれ

学歴

1981年3月 東京大学経済学部卒

1988年9月 マサチューセッツ工科大学経済学博士号取得

職歴

1981-1998年 日本銀行勤務

1989-1992年 国際決済銀行出向

1998-1999年 国際通貨基金日本代表理事室に理事代理

として派遣

2000-2002年 国際通貨基金出向

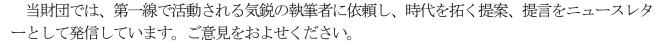
2002年12月 日本銀行を退職し、国際通貨基金の職員となる

2013年4月 IMF を退職

2013年9月 一橋大学教授(経済学研究科および国際・公共政策大学院アジア公共政策プログ

ラム所属)

2019年8月 一橋大学教授退任



財団事務局 abrighterfuture@theoutlook-foundation.org

一般財団法人 未来を創る財団: http://www.theoutlook-foundation.org/ © 2019 The Outlook Foundation. All rights reserved.

